

新しい

幼保連携型認定こども園教育・保育要
領、幼稚園教育要領、保育所保育指針
の方向性について

各要領・指針の変遷

時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
（幼）39年3月 （保）40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
（幼）平成元年3月 （保） 2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） <ul style="list-style-type: none"> 環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 6領域を5領域に再編成し整理 など 	保育所保育指針（厚生省編集） <ul style="list-style-type: none"> 養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 6領域を5領域に再編成し整理 など
（幼）10年12月 （保）11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） <ul style="list-style-type: none"> 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など 	保育所保育指針（厚生省編集） <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援の役割を明記 「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） <ul style="list-style-type: none"> 幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など 	保育所保育指針（厚労省告示） <ul style="list-style-type: none"> 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書的性格の試案）

今改訂・改定の経緯

- 平成26年11月 中央教育審議会総会「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
- 平成27年10月 中央教育審議会教育課程部会幼児教育部会の開催
- 平成27年12月 社会保障審議会児童部会保育専門委員会の開催
- 平成28年6月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会の開催
- 平成28年12月 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
- 平成28年12月 社会保障審議会児童部会保育専門委員会「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」
- 平成28年12月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ
- 平成29年2月 意見公募（パブリック・コメント）の実施
- 平成29年3月31日 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 告示

環境を通して行うものであること

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

幼稚園教育要領

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

保育所保育指針

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

※環境とは物的な環境だけでなく、人や物、自然事象などを含めた周りの環境全て

※計画的に環境を構成することが求められる

育みたい資質・能力

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第1 3)
(幼稚園教育要領 第1章総則 第2) (保育所保育指針 第1章総則 4)

○生きる力の基礎を育むため、次に掲げる資質・能力を一体的に育むことを記載

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

(参考) 小学校学習指導要領等の改訂

< 今回の改訂の基本的な考え方 >

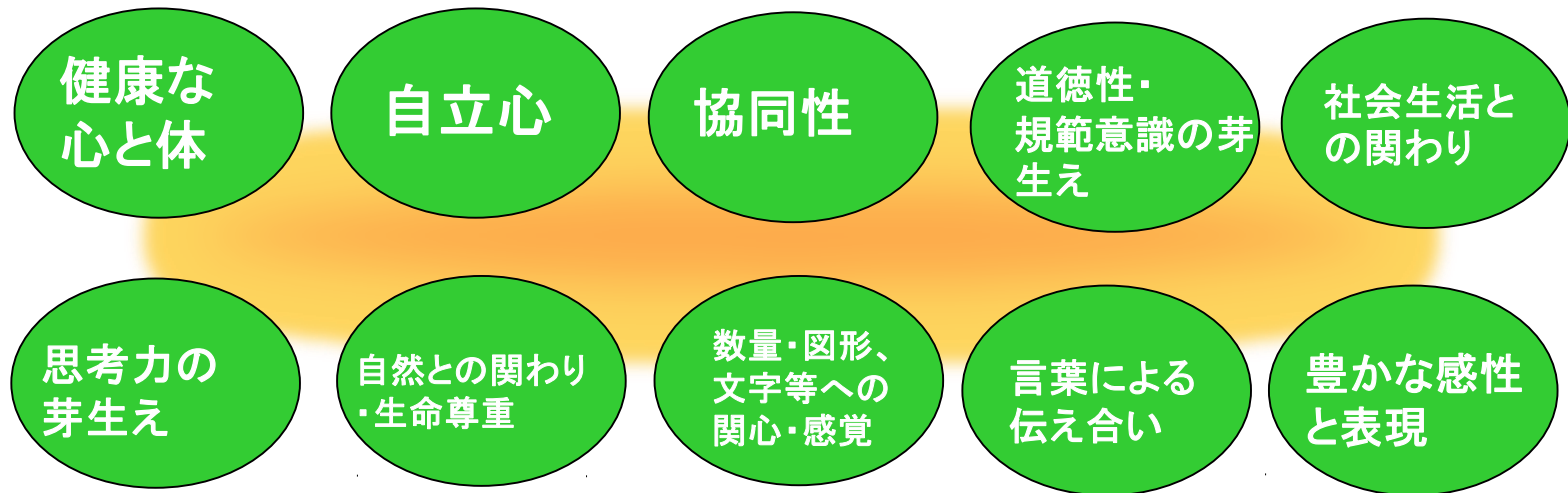
- ・子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の重視
- ・知識の理解の質を更に高めた確かな学力の育成
- ・道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成

< 育成を目指す資質・能力の明確化 >

- ・各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化。
- ・資質・能力の三つの柱として以下を偏りなく実現できるようにする。
 - ①知識及び技能が習得されるようにすること
 - ②思考力、判断力、表現力等を育成すること
 - ③学びに向かう力、人間性等を涵養すること

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである



幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所の職員と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導するものではないことに留意が必要。

小学校教育との接続について

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 健康な心と体

【幼保連携型認定こども園における生活、幼稚園生活、保育所の生活】の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、【幼保連携型認定こども園内外、幼稚園内外、保育所内外】の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

【保育教諭等、先生、保育士等】や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

小学校教育との接続について

【各要領・指針における記述】

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第2 1 (5)
幼稚園教育要領 第1章総則 第3 5 (2)
保育所保育指針 第2章保育の内容 4 (2)

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育において育まれた資質・能力」、保育所保育指針では、「保育所保育において育まれた資質・能力」）を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育」、保育所保育指針では、「保育所保育」）と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を記載

<参考>

小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等(※)に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針を「幼稚園教育要領等」としている。

<参考>

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※生活科以外の教科においても同様の記載がされている。

〇3歳以上のねらい及び内容について、一層の整合性を図る

幼稚園教育要領

前文

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
- 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

第3章 健康及び安全

- 第1 健康支援
- 第2 食育の推進
- 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 第4 災害への備え

第4章 子育ての支援

- 第1 子育ての支援全般に関わる事項
- 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
- 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

保育所保育指針

第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4 災害への備え

第4章 子育て支援

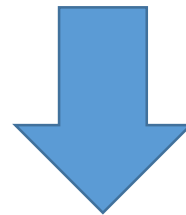
- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

乳児の保育の内容

- 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達
- 特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される



受容的、応答的に行われる保育の重要性

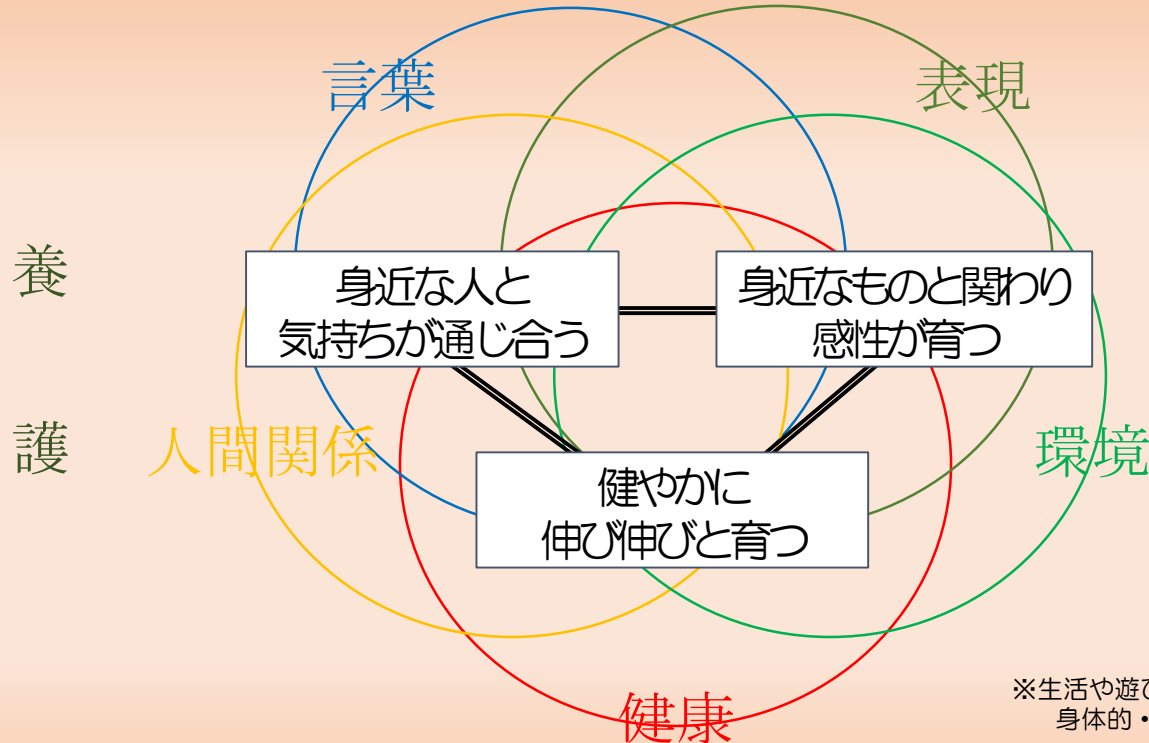
※ 養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意

乳児の保育の内容

○乳児を主体に三つの視点からねらい及び内容を記載

- ア 健やかに伸び伸びと育つ【身体的発達に関する視点】
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。
- イ 身近な人と気持ちを通じ合う【社会的発達に関する視点】
受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。
- ウ 身近なものに関わり感性が育つ【精神的発達に関する視点】
身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

0歳児の保育内容の記載のイメージ



※生活や遊びを通じて、子どもたちの
身体的・精神的・社会的発達の基盤を培う

○乳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実。

○「身近な人と気持ちを通じ合う」という視点からは、主に現行指針の「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、応答的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。

○「身近なものに関わり感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構成を意識して記載。

1・2歳児の保育の内容

- 基本的な運動機能、排泄の自立のための身体的機能、指先の機能の発達

→食事、衣類の着脱など身の周りのことを自分で行うように

- 発声の明瞭化や語彙の増加

→自分の意思や欲求を言葉で表出できるように



子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、受容的、応答的に関わる必要がある

※ 養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意

1・2歳児の保育の内容

○ 5領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていくということを踏まえた保育内容として新たに記載。

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

- 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われること、また、在園期間全体を通して教育と保育が行われることを明示

- 『幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項』の充実
 - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について
 - ・ 多様な経験を有する園児の学び合いについて
 - ・ 長期的な休業中等について明示

- 多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や地域における子育ての役割等、子育ての支援の充実

- 幼児期の教育の質が問われる時代となった。
- 質の中核は幼児期の教育を担う教師・保育士等の力量にある。
- その力量は実践を振り返り見直すこと、そしてそのために常日頃から研修を進めることにより育つ。
- 振り返り見直すとは、子どもの活動のちょっとした場面での出会いと気づきと工夫を捉え、そこからの子どもの学びと育ちの見通しを捉えること。
- 専門性とは常に学び続け、高め続けることにより可能になる。
- 個々の教師・保育士等の専門性の成長とは、専門家集団としての園が成り立つことにより支えられる。